

予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の見直しについて

1. 本件の趣旨

予防接種に関する事務は特定個人情報を取り扱うため特定個人情報保護評価の対象であり、新型コロナウイルスワクチン接種開始によりその対象人数が30万人を超過したことから、令和4年度に全項目評価を実施し、評価書を公表した。

このたび、システム標準化による予防接種事務のシステム更改を令和8年1月に予定しており、構築作業を開始するまでに策定済みの評価書の内容修正が必要であり、全項目評価を再実施する。

2. 評価書の内容

I 基本情報 … 事務の内容、使用するシステム等の説明

II 特定個人情報ファイルの概要

…各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項等の詳細

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

…IIで掲げた項目に対するリスク措置等の対応

IV その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策

V 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等

VI 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

3. 主な修正項目等

(1) 標準準拠システムへの移行により特定個人情報ファイルの項目を修正

(2) ガバメントクラウドの利用により特定個人情報の保管場所を修正

(3) ワクチン接種記録システム（VRS）の機能縮小による関連項目の修正

4. スケジュール（予定）

令和6年7月11日～8月12日 区民意見聴取（パブリックコメント）の実施

令和6年9月 第三者点検

令和6年10月 区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告

令和6年11月
令和6年11月

個人情報保護委員会へ評価書を提出
評価書・区民意見公募の回答を公表（広報紙等）

- ※ システム更改を令和8年1月に予定しているが、令和7年に予定のガバメントクラウドへの環境構築・連携テストを開始する前に評価の実施が完了するスケジュールとする。